



日田市監査委員告示第 8 号

地方自治法第199条第14項の規定により、定期監査の結果に対する措置について次のとおり公表する。

監査対象 : 健康保険課、会計課

措置の内容 : 別紙のとおり

令和6年4月30日

日田市監査委員

同

小ケ内 聡行

梅原 竜也

定期監査結果に基づく措置の状況について

監査の結果	措置の内容
<p>【健康保険課】</p> <p>○契約締結の決裁状況について</p> <p>地方公共団体が締結する契約については、手続的な面において地方自治法施行令をはじめ、日田市契約規則や日田市会計規則等によって公法上の制限が加えられており、事務の適正な執行の確保に努め、処理を行っている。</p> <p>健康保険課における長期継続契約の事務の執行状況を確認したところ、契約締結に関する決裁が、契約額に満たない当年度予算分のみの『支出負担行為兼委託契約締結伺』で行われていた。</p> <p>長期継続契約である3年分の額を合計しても、契約金額による専決権者の規定は満たしていたが、契約伺の際に必要な予定価格調書の作成や、締結伺の際に必要な会計課への合議が行われていなかった。</p> <p>契約に関する決裁は、契約の総額ですべきものであることから、規則等に則った事務を行われない。</p>	<p>【健康保険課】</p> <p>前津江保健センターの消防設備点検業務及び自家用電気工作物保安管理業務の長期継続契約の締結にあたり、契約の総額ではなく単年度の予算分のみで捉えて、専決権者や予定価格調書等の添付の有無、会計課への合議の有無について判断したため、予定価格調書の作成や、締結伺の際に必要な会計課への合議がなされていませんでした。</p> <p>この原因は、日田市長期継続契約とする契約を定める条例が令和4年4月に改正され、新たに長期継続契約を締結するにあたって、契約規則等の認識不足によるものであります。直ちに適正な事務手続きを確認し、不足している書類や不備のあった事務処理についての整理を行い、今後の長期継続契約の締結時には適正な事務手続きを行ってまいります。</p> <p>また、職員に対しても改めて法令等に則った適正な事務の執行を徹底してまいります。</p>

監査の結果	措置の内容
<p data-bbox="233 264 357 297">【会計課】</p> <p data-bbox="217 360 619 394">○契約書の契約額の記載について</p> <p data-bbox="217 409 817 539">会計課では、地方自治法第 235 条第 2 項の規定により、金融機関を指定して、日田市の公金の収納及び支払の事務を執り行っている。</p> <p data-bbox="217 555 817 824">指定金融機関が取り扱う事務に要する費用については、日田市指定金融機関契約書に基づき、指定金融機関事務取扱経費に関する協定書にて別途定めているが、契約の締結及び事務の執行状況を確認したところ、契約書記載額と支払額に相違がみられた。</p> <p data-bbox="217 840 817 1108">これは、事務取扱経費として加算していた指定代理金融機関分の経費を、契約の総額として加算せずに記載していたものであるが、契約書は契約内容を証する重要な書面であることから、契約書の作成、締結、執行にあたっては、契約内容を十分確認し、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p data-bbox="855 264 979 297">【会計課】</p> <p data-bbox="839 409 1449 824">指定金融機関が取り扱う事務に要する費用については、日田市指定金融機関契約書に基づき、指定金融機関事務取扱経費に関する協定書にて別途定めて支払いを行っております。この協定書では、指定金融機関に支払う年額 160,000 円に消費税及び地方消費税を加算した額のみとなっており、実際には、指定金融機関が受け取り、指定代理金融機関に支払う分を含めた額を記載すべきものでございました。</p> <p data-bbox="839 840 1449 969">今後契約書の作成、締結、執行にあたっては、指定金融機関と協定内容を十分協議確認して、適正に事務処理を行ってまいります。</p>